

〔9〕 沿道サービス施設（ドライブイン、コンビニエンスストア、給油所等）【第9号】

第34条第9号

前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして**政令**で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

〔政 令〕

（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當な建築物等）

第29条の7 法第34条第9号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物
- (2) 火薬類取締法第二条第一項の火薬類の製造所である建築物

1 趣 旨

市街化区域内において建築し、または建設することが困難または不適當なものとして政令で定める建築物等（ドライブイン、コンビニエンスストア、給油所等）の建築または建設を目的とする開発行為が該当します。

2 定 義

(1) 道路管理施設

「道路管理施設」とは、高速自動車国道または有料県道等において、その道路の維持修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものをいいます。

(2) 休憩所

「休憩所」とは、自動車運転者及び同乗者（以下「自動車運転手等」という。）の休憩のための施設であり、適切な規模の駐車場を有するドライブイン及びコンビニエンスストアが該当します。なお、モーター等の宿泊施設及び個室喫茶等は該当しません。

① ドライブイン

飲食物を提供し、自動車運転者等が休憩できる施設

② コンビニエンスストア

年中無休で長時間営業を行い、自動車運転者等が飲食物を購入できる店舗で、かつ、休憩する場所が設置されている施設。店舗の営業のために個別法による資格、免許または許可等を必要とする場合には、事業者（申請者に限る。）がその資格、免許または許可等を取得しているか、または取得する見込みが明らかであること。また、事業者（申請者に限る。）がフランチャイズチェーン等として加盟する契約をしているか、または契約する見込みが明らかであること。

3 立地基準〔休憩所〕

開発区域は、国道、県道または幅員12メートル以上の道路に接し、車両の出入りが容易であり、かつ、通過交通に支障をきたさない形状であること。敷地面積の規定は以下のとおりであり、この場合の「おおむね」とは10パーセントを限度とします。

(1) ドライブイン

敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上であること。

(2) コンビニエンスストア

敷地面積は、おおむね500平方メートル以上であること。

4 駐車場〔休憩所〕

(1) ドライブイン

敷地面積のおおむね30パーセント以上が駐車場であり、収容人員4人に1台の割合で算出した台数以上の小型四輪自動車及び1台以上の大型車並びに1台以上の身体障害者用自動車の駐車区画が有効に配置されていること。

(2) コンビニエンスストア

9台以上の小型四輪自動車及び1台以上の大型車が駐車できる区画が敷地内の駐車場に有効に配置されていること。

(3) 駐車区画の規格

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| ① 小型四輪自動車 | 縦5メートル | 横2.5メートル |
| ② 大型車 | 縦13メートル | 横3.5メートル |
| ③ 身体障害者用自動車 | 縦5メートル | 横3.5メートル |

5 予定建築物〔休憩所〕

予定建築物の利用者の用に供する部分については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるように配慮されていること。また、管理施設（事務室、休憩室、更衣室または物置等施設を管理運営するために通常付属する施設。ただし、居住施設は除く。）を併設する場合は、その床面積は100平方メートル以下で、かつ、店舗と同一棟である場合に限りです。

なお、コンビニエンスストアは、利用者の休憩の用に供するために次の基準を満たす施設とすること。

- (1) 延床面積は、200平方メートル以下で、原則として平家建てとすること。
- (2) 利用者のための便所が2つ以上（男女別で、それぞれ独立した便所とする。）設置されており、1つ以上について千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）に準じて高齢者、身体障害者等の利用に対応した構造とされていること。
- (3) 飲食可能な休憩場所として10平方メートル以上の床面積が確保されていること。
- (4) 利用者が利用できる便所及び休憩場所が設置されていることを明示した看板等が屋外に設置されていること。

6 排水流末の処理〔休憩所〕

休憩所の排水流末の処理は、開発区域内または敷地内の下水（雨水及び汚水）を有効かつ適切に開発区域外または敷地外に排出できるように下水道または排水路等に接続することとし、原則として敷地内処理は認められません。

7 立地基準〔給油所〕

「給油所」とは、自動車用液化ガススタンドを含み、次に掲げるすべての要件に該当するものをいいます。この場合の「おおむね」とは10パーセントを限度とします。

- (1) 国道、県道または幅員12メートル以上の道路に接していること。
- (2) 敷地面積は、おおむね500平方メートル以上であって車両の出入りが容易であり、かつ、通過車両に支障を与えない形状であること。
- (3) 危険物取扱いの規制に関する法令等に適合する施設であること。

8 立地基準〔火薬類の製造所〕

政令第29条の7第2号に規定する火薬類の製造所は、政令第29条の6で規定する火薬類（本基準〔8〕で定める火薬類）を製造する業を営むものであること。

なお、製造所の設置にあたっては、別途経済産業大臣の許可が必要です。